

長野県救急安心センター（#7119）広報業務仕様書（案）

この業務仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が行う長野県救急安心センター（#7119）広報業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

長野県救急安心センター（#7119）広報業務

2 業務の目的

県民等が急な病気やけがをしたときに、救急車を呼んだ方がよいのか、今すぐ病院に行った方がよいのかなどで迷った際の相談先として、相談員（看護師）から受診の必要性、対処方法等の適切な助言等の救急電話相談や医療機関案内を受けることができる電話相談窓口（長野県救急安心センター（#7119））の開設を周知し、その利用方法が県民等に認知されることにより、長野県救急安心センターの適切な利用を促進する。

3 委託期間

契約日から令和6年（2024年）3月20日（水）まで

4 業務内容

（1）対象地域

長野県内

（2）事業の内容

ア 事業の概要

長野県救急安心センター（#7119）の開設（令和5年秋開設予定）と適切な利用について周知するために、【ポスターやテレビコマーシャル等の各種媒体】を活用した広報啓発を展開する。

イ 業務内容

上記アの実施に係る業務（企画・構成・演出・撮影・編集・放映・配送等）

（3）業務の仕様

① ポスターの作成・配布

枚数：2,600枚程度（県内病院124院×3枚、診療所1,629所×1枚、市町村228枚（77市町村役場+151支所）、残りは県で活用）

規格等：B2版縦型、4色フルカラー

② テレビスポットコマーシャル（15秒）の作成・放映

放映回数：概ね40回以上

※上記は、委託者において設定した仮の内容・仕様等であり、趣旨・目的及び事業の内容に照らし、より効果が見込まれる内容・仕様等であれば、これによる必要はないこと。

(4) その他

- ア 上記(3)は、一貫したコンセプトやイメージのもとに整合の取れたものであること。
- イ 人物が被写体となる写真を使用する場合や出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理等の手続きについては、受託者において行うこと。
- ウ BGM等の音楽素材の使用に関しては、著作権の問題が発生しないようオリジナル又は著作権フリーの音源を用いるか、著作権の許諾が必要な場合は受託者において手続きを行うこと。
- エ 業務完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、成果物を添えて委託者に提出すること。

5 成果物

広報啓発の実施・実績を証明する証拠書類等及び制作した【ポスターやテレビコマーシャル等の各種媒体】の広報・広告素材に係る電子データ一式

※パソコン上での再生、県ホームページ等での掲載・放映、パンフレットへの転載等、委託者が二次的に利用可能なデータにより納品すること。

6 契約の変更

契約の変更については、委託者と受託者の協議により定めるものとする。

7 疑義について

仕様書に記載のない事項や業務内容の変更等の疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議して定める。

8 その他留意事項

- (1) 個人情報の保護については十分な注意を払い、流失・損失が生じないようにすること。
- (2) 委託業務で取得した情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外には絶対に使用しないこと。
- (3) 今回の業務委託により制作される成果品の著作権、所有権、利用権等、その他一切の権利は長野県に帰属するものとする。
また、成果品の一部に第三者が権利を有する著作物等を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関しては必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- (4) 委託者は、本事業で納品された成果品を期間の定めなく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・手法により公表（公開、配布、放送等）することができることとする。

※【 】内は、企画提案の内容により変更となります。